

北郷町文化財調査報告書第1集

北郷町遺跡詳細
分布調査報告書

1990.3

みやまかながぐんきたごうちょう

宮崎県南那珂郡北郷町教育委員会



北郷町山仮屋関所跡より出土した自然石の手洗鉢

序 文

本町は昭和63年度わが国第1号のリゾート地域として国の指定をうけ、保養と歴史の基地をめざしてスタートした町であります。そのような背景から今後更に大型機械等による各種の開発事業等が実施されることが予想され保存と開発の調和を基調に進められなければならない町であります。

地下に埋れている場合の多い埋蔵文化財を緊急に保護する必要があるとの認識のもと、この度文化庁、県教育委員会の御援助、御指導により遺跡詳細分布調査を実施いたしました。

この調査により遺跡の確認はもとより多数の資料を収集できましたことは今後の文化財保護事業を進める上で大きな成果であると思います。

今後とも開発事業にあたっては関係教育機関などと十分な協議をされることをお願いいたします。

遺跡詳細分布調査事業にあたり、格別のご協力とご配慮を賜りました文化庁、県教育委員会、調査員、町民の皆様方に対し厚くお礼を申し上げます。

本報告書が文化財の研究及び文化財愛護思想啓発のための資料として役立つことを切望いたしますとともに町の文化行政に対しなお一層の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成2年3月

北郷町教育委員会

教育長 日 高 博

例 言

1. 本書は北郷町教育委員会が平成元年度に文化庁、宮崎県教育委員会の補助をえて実施した遺跡詳細分布調査の報告書ですが、町指定の文化財についても合せて報告しています。
2. 指定文化財については、その指定地内等で開発事業を行う場合は文化財保護法、宮崎県文化財保護条例、北郷町文化財保護条例等にもとづく現状変更許可申請を行い、事前に許可を得ることが必要です。
3. 本書に記載された遺跡（埋蔵文化財）はすべて文化財保護法にいう「周知の埋蔵文化財包蔵地」です。
4. 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において土木工事等を実施しようとする場合には文化財保護法により「発掘（工事）に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出る」必要がありますので土木工事等の計画段階から北郷町教育委員会（北郷町大字郷之原乙1477番地TEL0987-55-2111）ないし宮崎県教育委員会文化課（宮崎市橋通東1丁目9番10号TEL0985-24-1111（内線3355））へ事前に照会協議されたい。
5. 埋蔵文化財は地下に埋もれている性格上、現在、未発見で工事中発見される場合があります。その場合は、文化財保護法の規定により「その現状を変更することなく、遅滞なく文化庁長官へ届け出る」必要があります。そのため工事等を計画する場合はなるべく事前に北郷町教育委員会へ照会されたい。
6. 本書及び埋蔵文化財に関する問い合わせは北郷町教育委員会ないし宮崎県教育委員会文化課へお願いします。
7. 本書に掲載した地図は建設省国土地理院長の承認を得て同院発行の25,000分の1の地形図を複製したものです（承認番号）昭61 九復 第364号

凡 例

1. 指定文化財指定地の範囲については  で、埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」）の範囲については  で示している。点として所在する指定文化財また古墳などに一基単独で所在するものについては各々●で表示している。
2. 指定文化財の名称は指定の際の名称である。
3. 遺跡名は原則としてその場所の小字名で命名したが、一部についてはその地域での通称によった。
4. 地図上の「遺跡番号」はすべて地名表のそれと一致する。
5. 「遺跡番号」は集落跡、散布地、城跡等は一番号とし、古墳群、窯跡群等については群に対して一番号を付した。
6. 「遺跡番号」は大字で区分し100番台は大藤地区、200番台は郷之原地区、300番台は北河内地区とした。
7. 遺跡等の所在地は小字まで表示したが地番については北郷町教育委員及び宮崎県教育委員会文化課へ問い合わせられたい。
8. 調査組織

調査主体	北郷里町教育委員会
教 育 長	日 高 博
社会教育課長	中 山 保
社会教育係長	村 田 豊 年
庶 務 担 当	本 山 貞 子
調 査 員	柳 瀬 藤 美
〃	長 友 善 昭
〃	関 山 秀 信
調 査 指 導	面 高 哲 郎
	(県文化課)

追 記

本調査及び執筆、編集にあたり指導助言を賜りました面高哲郎氏並びに直接調査に当られました調査員の方々に対し感謝します。

目 次

I 指定文化財地名表	1
II 埋蔵文化財包蔵地地名表	5
1) 大藤地区	7
2) 郷之原地区	8
3) 北河内地区	9
III 確認調査概要 (笹の窪遺跡・大原遺跡)	11

I. 指定文化財地名表

指定文化財

文化財 番号	文化財の名称	所 在 地	種 別	指定	指 定 年 月 日	旧番号	備 考
1	水垂観音	大字大藤字内の田	歴史資料	町	昭和52年2月11日		
2	首切地藏	大字大藤字内の田	歴史資料	◇	昭和52年2月11日		
3	板 碑	大字大藤字内の田	歴史資料	◇	昭和52年2月11日		
4	郷之原城址	大字郷之原字古城	史 跡	◇	昭和52年2月11日		
5	五 輪 塔	大字北河内字宮の前	歴史資料	◇	昭和52年2月11日		
6	大塚古墳	大字北河内字大塚	古 墳	◇	昭和52年2月11日	21-21	
7	猪八重滝群	大字郷之原字猪八重	名 勝 地	◇	昭和52年2月11日		
8	山飯屋関所跡	大字北河内字山飯屋	史 跡	◇	昭和52年2月11日		

Ⅱ．埋蔵文化財包蔵地地名表

大藤地区	101～
郷之原地区	201～
北河内地区	301～

※番号は地図の番号と一致している。

1) 大藤地区

遺跡 番号	遺跡の名称	所 在 地	時 代	種 別	旧 番 号	文 献	備 考
101	高 寺 城 跡	大字大藤字内の田	中 世	城 館 跡			
102	田 中 遺 跡	大字大藤字田 中	縄 文 弥 生	◇			
103	堀之内遺跡	大字大藤字堀之内	縄 文	◇			
104	宮 園 遺 跡	大字大藤字宮 園	◇	◇			
105	尾 崎 遺 跡	大字大藤字尾 崎	◇	◇			
106	山 澄 遺 跡	大字大藤字山 澄	不 詳	◇			弥生?
107	大 ヶ 城 跡	大字大藤字倉 迫	中 世	◇	23-7		

2) 郷之原地区

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	時代	種別	旧番号	文献	備考
201	立野遺跡	大字郷之原字立野	縄文	散布地			
202	北上床遺跡	大字郷之原字新町	近世	◇			
203	裳崎遺跡	大字郷之原字裳崎	縄文	◇			
204	伊十川遺跡	大字郷之原字伊十川	不詳	◇			縄文?
205	太夫遺跡	大字郷之原字太夫	◇	◇			弥生?
206	妙満寺遺跡	大字郷之原字妙満寺	縄文	◇	21-24		
207	宮の元遺跡	大字郷之原字宮の元	◇	◇			
208	生津倉遺跡	大字郷之原字生津倉	◇	◇			
209	宮鶴遺跡	大字郷之原字宮鶴	縄文中世	◇			
210	上村遺跡	大字郷之原字上村	縄文	◇			
211	稲荷免遺跡	大字郷之原字一ノ瀬	◇	◇			
212	笹の窪遺跡	大字郷之原字笹の窪	◇	◇			今回確認調査実施
213	大原遺跡	大字郷之原字大原	◇	◇			◇
214	年見遺跡	大字郷之原字年見	不詳	◇	21-26		

3) 北河内地区

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	時代	種別	旧番号	文献	備考
301	合原遺跡	大字北河内字坂元	縄文	散布地			
302	竹頭遺跡	大字北河内字竹頭	◇	◇			
303	鍛代田遺跡	大字北河内字鍛代田	◇	◇			
304	中須賀遺跡	大字北河内字中須賀	◇	◇			
305	桑津留遺跡	大字北河内字桑津留	◇	◇			
306	辰丸遺跡	大字北河内字辰丸	中世	◇			
307	黒山遺跡	大字北河内字黒山	不詳	◇			
308	下の窪遺跡	大字北河内字下の窪	縄文	◇			
309	樽山遺跡	大字北河内字樽山	不詳	◇			縄文?
310	牧野遺跡	大字北河内字牧野	縄文	◇			
311	宮の後遺跡	大字北河内字宿野	不詳	◇			近世?
312	宮の前遺跡	大字北河内字宿野	縄文	◇			
313	前田遺跡	大字北河内字前田	◇	◇			
314	大塚遺跡	大字北河内字大塚	弥生	◇	21-22		
315	谷合遺跡	大字北河内字谷合	縄文	◇			昭和63年度県教委 確認調査実施
316	曾和田遺跡	大字北河内字曾和田	不詳	◇	21-19		礫石経塚
317	河原谷遺跡	大字北河内字河原谷	縄文	◇			
318	瀬之口遺跡	大字北河内字瀬之口	不詳	◇			弥生
319	黒荷田遺跡	大字北河内字黒荷田	縄文	◇			
320	田代遺跡	大字北河内字田代	縄文 中世	◇			

遺跡 番号	遺跡の名称	所 在 地	時 代	種 別	旧 番 号	文 献	備 考
321	昼野遺跡	大字北河内宇昼野	不詳	◇	21-23		

Ⅲ. 確認調査概要(笹の窪遺跡・大原遺跡)

確認調査概要（笹の窪遺跡・大原遺跡）

1. 遺跡の位置

北郷町街の北北西約3kmにはほぼ南北に並ぶの3か所の丘状地形をもつ台地が所在する。南眼下に広渡川東流し、東眼下には猪八重川が南流して当地の南東部で合流している。また、西眼下の谷には湧水もあり広渡川に注いでいる。丘の標高は302m～299mあり、河川周辺の沖積地との比高差は約280mである。丘に至る登り口の南面する緩斜面には縄文後期の良好な遺跡が所在している。

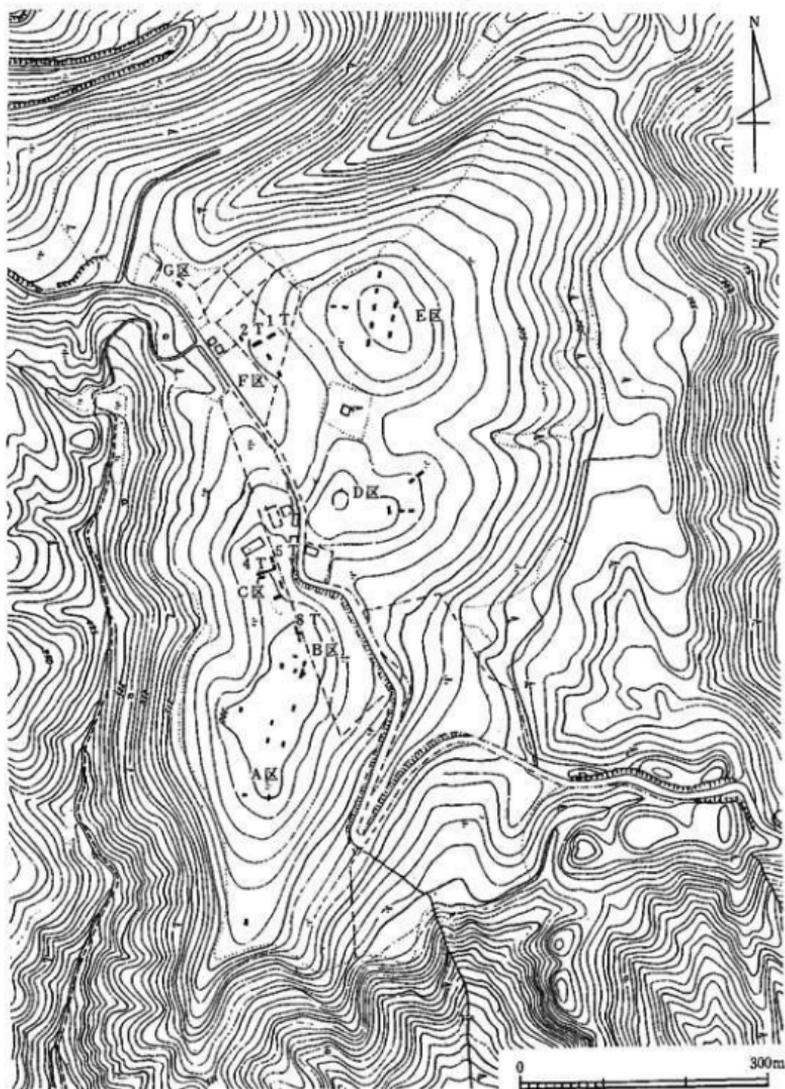
2. 調査に至る経緯

当地には、以前、町営の和牛生産のための花立牧場があったが、事情により現在閉鎖されていた。北郷町では、リゾート地区の指定を受け、当地にゴルフ場を誘致することになり、町の企画課から町教育委員会に文化財の所在の有無について照会があった。町教育委員会では埋蔵文化財の専門職員がいなかったため県文化課の応援を求めて分布調査を行うことになり、昭和63年度面高哲郎の担当で実施した。分布調査では草の繁茂等により遺物等の散布は確認されなかった。しかしながら、地形的に見て遺跡が所在する可能性は高いと考えられた。そのため、町教育委員会では遺跡の所在の有無の確認のための発掘調査を実施することにし平成元年4月25日から28日の間面高哲郎の担当で調査を実施した。

3. 調査の概要

発掘調査は、地形を考慮してA～G区に分け、幅1mのトレンチ法で実施した。当地の基本層序は、第Ⅰ層表土、第Ⅱ層黒色土、第Ⅲ層アカホヤ、第Ⅳ層カシワバン、第Ⅴ層硬質の黒褐色土、第Ⅵ層黒色土、第Ⅶ層褐色味の強い黒褐色土、第Ⅷ層粘質の黄褐色土であるが、D、E区では第Ⅴ層下は第Ⅶ層に相当する粘質の黄褐色土でC区4トレンチの西端では第Ⅲ層アカホヤ下は粘質の黄褐色土で区によって土層の残存状態は異なる。遺物が出土したのはC区とF区のみであった。C区第5トレンチは基本層序が残存し、第Ⅴ層硬質の黒褐色土上層で土器片、焼石が出土し、第4トレンチ東端で同様の遺物が出土している。F区の第1トレンチでは第Ⅴ層硬質の黒褐色土上層で土器片、焼石、頁岩のチップ、焼石が出土し、第2トレンチでも焼石が出土した。B区の第8トレンチでは焼石が数点出土したので、その周辺にトレンチを設定したが、焼石等は出土していない。

以上の結果からC区とF区は縄文早期の遺跡で、集石遺構等が存在すると推定される。しかしながら、詳細な時期は、出土した土器片はいずれも小片で文様等が確認できないため、不明である。遺跡名は、字からC区を笹の窪遺跡、F区を大原遺跡と命名した。





調査地遠景 (北西より)



調査地遠景



C区第5トレンチ北端



C区第4トレンチ



B区第8トレンチ



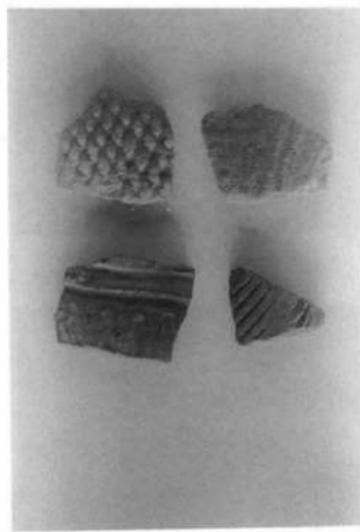
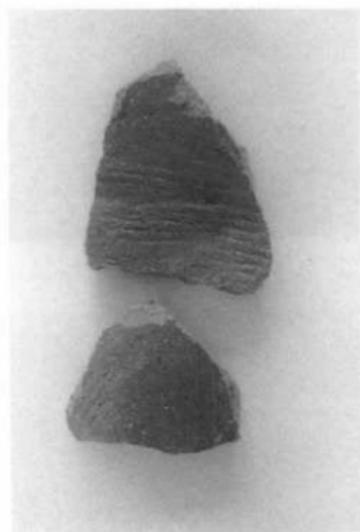
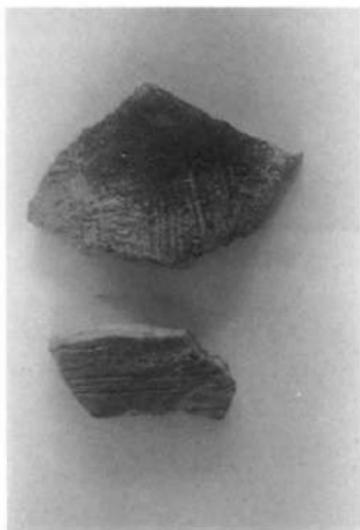
F区第2トレンチ



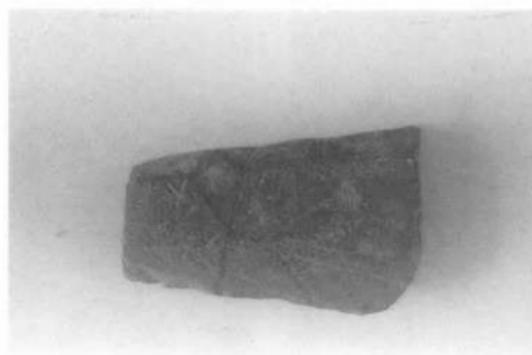
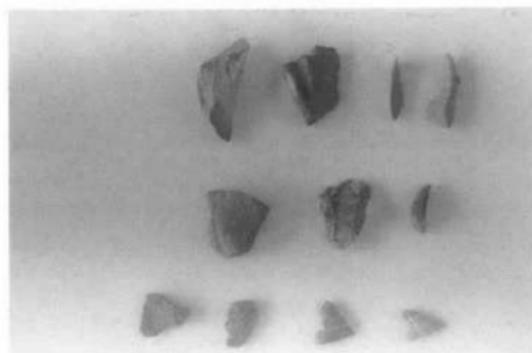
F区第1トレンチ (北東端)



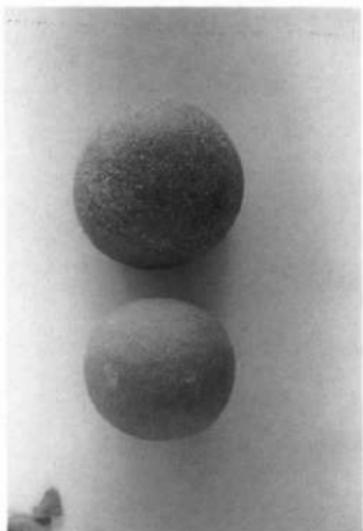
F区第1トレンチ



图版1 遗物写真(1)



図版2 遺物写真(2)



図版3 遺物写真(3)

北郷町遺跡詳細分布調査報告書

平成2年3月31日

編集・発行

宮崎県北郷町教育委員会

南郷珂郡北郷町大字郷之原乙1477

印刷

富士マイクロ株式会社

